

北海道屋外広告物条例・規則の一部改正について

1 改正の理由

近年、適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、道内においても屋外広告物の落下事故が相次いで発生するなど、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められている。

屋外広告物法に基づく制度的確な運用を支援するため国土交通省が示す「屋外広告物条例ガイドライン」が平成 28 年 4 月に一部改正されたことを踏まえ検討を行った結果、管理義務の明確化及び点検の義務化等について条例・規則の一部改正を行う。

2 屋外広告物安全点検等検討会での検討

(1) 目的

屋外広告物の落下事故が相次いで発生するなど屋外広告物の安全性確保が問題となっているため、屋外広告物の点検内容等の安全対策について検討するための検討会を設置する。

(2) 構成委員

(敬称略)

| | |
|-------|---------------------------|
| 小篠 隆生 | 北海道大学大学院工学研究院准教授 |
| 石川 実 | (一社)北海道屋外広告業団体連合会会長 |
| 藤田 開 | 協同組合札幌広告美術協会理事長 |
| 朝倉 正人 | 協同組合北海道ネオン電気工業会理事長 |
| 小町 美穂 | (一社)北海道建築士会 被災地応急支援委員会委員長 |

(3) 開催日

| | |
|-------|--------------------|
| 第 1 回 | 平成 2 9 年 1 1 月 8 日 |
| 第 2 回 | 平成 3 0 年 1 月 2 9 日 |
| 第 3 回 | 平成 3 0 年 2 月 2 7 日 |

(4) 検討会での意見

点検者の資格について

- ・屋外広告物講習会の修了だけでは点検者とすべきではない。
- ・建築士や屋外広告士等の資格を持った者とすべき。その際は経過措置期間を設ける必要がある。

等

3 改正の内容

(1) 管理義務を有する者の明確化（条例第12条第1項）

行為者等に加え、所有者又は占有者も、広告物又は掲出物件の補修、その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務がある。

| 管理義務者 | 現行 | 改正後 |
|---|----|-----|
| 行為者等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告主 ・ 広告主から委託等を受け広告物を表示又は掲出物件を設置する者 ・ 管理者 | ○ | ○ |
| 所有者 ※1 | — | ○ |
| 占有者 ※2 | — | ○ |

※1 所有者 広告物又は掲出物件の所有権を有する者

※2 占有者 広告物又は掲出物件の使用権原を有する者

(2) 所有者又は占有者の点検義務（条例第12条の2第1項、第2項：新設）

ア 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、所有し又は占有する広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件はこの限りでない。

| |
|---|
| <p>① 点検する項目：点検結果報告書（別記第3号様式の2）の点検項目</p> <p>点検の頻度：表示、設置から3年以内ごとに1回</p> <p style="text-align: right;">ただし、点検結果を知事に報告する許可申請を行う場合は許可申請の日3月前まで</p> |
| <p>② 点検を要しない広告物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動広告物（広告車） ・ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕 広告網、のぼり 旗、電柱広告物） |

◎点検義務がある広告物

固定広告物（地上広告物、屋上広告物、壁面広告物）

※許可の要、不要は問わない

③ 規則で定める広告物又は掲出物件については、屋外広告士その他の専門的知識を有するものとして規則④
 で定める者に、点検させなければならない。

③ 有資格者による点検を要する広告物等
 表示面積が 10 m² を超える固定広告物（壁面に直接描かれたものを除く）

④ 点検者の資格
 有資格管理者の資格（⑥業務主任者資格を除く）に、屋外広告業の事業者団体が実施する点検技能講習を追加する。

◇ 有資格管理者と点検者資格の比較

| 資 格 | 10 m ² を超える | |
|--|------------------------|-----|
| | 管理者 | 点検者 |
| ① 屋外広告士 | ○ | ○ |
| ② 広告美術仕上げ 1 級合格者 | ○ | ○ |
| ③ 1・2 級建築士 + 屋外広告物講習会修了 | ○ | ○ |
| ④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者 + 屋外広告物講習会修了 | ○ | ○ |
| ⑤ 第 1～3 種電気主任技術者免状取得者 + 屋外広告物講習会修了 | ○ | ○ |
| ⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者資格者 | / | |
| a 屋外広告物講習会修了者 | ○ | × |
| b 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、職業訓練を修了した者 | ○ | × |
| ⑦ 点検技能講習修了者 + 屋外広告物講習会修了 | / | |
| | | ○ |

(3) 点検結果の提出（条例第 12 条の 2 第 3 項：新設）

広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、許可の申請を行う場合に、(2) の点検の結果を知事に提出しなくてはならない。

4 改正の時期

平成 31 年 4 月改正予定

有資格者による点検、点検結果の提出については、経過措置期間を設ける。